

評議員及び役員選任規則

第1章 総則

(目的)

第1条 公益財団法人千葉県体育協会（以下「本協会」という。）の評議員及び役員（理事及び監事）の選任に関する事項は、法令又は本協会の定款に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第2章 候補者の推薦

(評議員候補者の推薦)

第2条 評議員会に評議員候補者を推薦する場合は、次の各号に掲げる者の中から、それぞれ各号に定める人数の範囲内とする。

- (1) 各加盟団体が推薦する者 85名以内
- (2) 理事会が推薦する学識経験者 5名以内

2 評議員に変更があった場合は、速やかに辞任届及び新評議員推薦届を提出しなければならない。

(理事候補者の推薦)

第3条 評議員会に理事候補者を推薦する場合は、次の各号に掲げる者の中から、それぞれ各号に定める人数の範囲内とする。

- (1) 加盟団体から推薦する者 20名以内（競技団体10名、地域団体8名、学校体育団体2名）
- (2) 理事長が推薦する学識経験者 15名以内
- (3) 前号に掲げる者のうち3名については、次に掲げる団体を代表する者を推薦するものとする。

- (イ) 千葉県スポーツ少年団
- (ロ) 公益財団法人千葉県教育振興財団
- (ハ) 本協会事務局

(監事候補者の推薦)

第4条 監事候補者については、本協会の定款に定める3名の範囲内で、代表理事が理事会に諮り評議員会に推薦するものとする。

第3章 役員定年制

(定年制)

第5条 役員は、選任時において、その年齢が75歳（以下「年齢制限」という。）以下でなければならない。

第6条 第3条及び第4条において、理事及び監事候補者を評議員会に推薦する場合、年齢制限を超えているときは、理事候補者となる資格を有しない。

第4章 雑則

(本規則の変更)

第7条 本規則は、評議員会の決議によって変更することができる。

附則

この規則は、公益財団法人千葉県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

（平成24年3月27日評議員会議決）

2 平成27年4月1日 一部改訂